

保護者の皆様

蟹江町教育委員会
蟹江町小中学校長会

新学期以降の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。新学期以降の学校におけるマスクの取扱い及び健康観察等について、以下のように対応していきます。

○ **児童生徒及び教職員については、学校教育活動におけるマスクの着用を求めないことを基本とします。**

ただし、

- ・感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、学校での感染状況等に応じてマスクの着用を推奨することがあります。
- ・学校に限らず、社会全体について、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に合った適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ますので、併せてご承知おきください。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由等によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう指導させていただきます。

○ **「朝の健康観察カード」を使つての健康チェック及び提出を求めることはしません。**

ただし、

- ・ご家庭では、毎朝の検温などを実施し、日常におけるお子さんの体調管理・観察を引き続きよろしくお願いします。
- ・蟹江町内や学区内において、感染経路不明の感染者が多く発生してきた場合は、「朝の健康観察カード」の再開をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

お子様に新型コロナウイルス感染症に感染した疑い（風邪、発熱、倦怠感等の症状）がある場合は、お子様の登校を控えていただき、自宅で休養をさせてください。その場合、「出席停止」又は「出席停止扱い」とさせていただきます。また、同居している方に風症状等があっても、本人の体調がよければ登校を控える必要はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症が、**本年5月8日**に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、感染症対策の見直しが行われた場合は、改めてお知らせさせていただきます。

【問い合わせ先】 蟹江町立新蟹江小学校 教頭